

令和元年度(2019年度)第4回北海道文化審議会議事録

1 開会

○前回審議会で宿題となっていた、都道府県別の文化予算の状況について、事務局から説明

2 議事

(1) 北海道文化基金への寄附金の受入及び活用について

事務局より、資料1に基づき、令和2年度に、一般社団法人全国樺太連盟から寄附金の委譲を受けて文化基金に積み立てること、寄附金と同時に委譲を受ける樺太関連資料の調査研究を目的として、基金を15年間かけて取り崩し、事業を実施する予定であることについて説明

○斉藤副会長

この樺太記憶継承事業の資金活用計画について、調査研究の中で、国外調査が2年に一回あって、国内調査が毎年ということで、研究成果も予算付けされているが、具体的にはどのようなプランなのか

○事務局

資料の背景や、どのようなものかということを整理するため、経緯を知っている方を訪ねたり、現地調査を行い、北海道博物館が持つ資料として整理するため、基本的には毎年度調査をしていくための予算を組んでいる。

○高田委員

寄附金8400万円を、令和16年までに使うということだが、それ以降の資料の管理にかかる費用は

○事務局

資料の保存に費用がかかるが、15年後には、北海道博物館の通常管理経費の中で賄うこととなっている。

(2) 北海道文化指針の改正について(その1)

- ・事務局より、資料2-1に基づき、改正指針の概要について説明。
- ・資料2-2～2-4に基づき、改正指針たたき台の「はじめに～第2章」に対して事前に委員から寄せられた意見を紹介

(事前意見)

意見1:「はじめに 1 文化振興の目標」の文章に「文化」が多用されているので文言整理してはどうか

意見2:第1章 基本理念3「自然と共生し伸びやかな文化を育む」の「伸びやかな文化」が抽象的なので、表現を変えるか、伸びやかなという部分を削除してはどうか

意見3:第2章2段落目「道は居住する地域や年齢、障がいの有無に関わらず、全ての道民が自主的に、創造・鑑賞などの文化活動にかかわることができる環境をつくっていく」の「創造・鑑賞」を、第4章の道民に期待する役割に合わせて、「創造・継承・鑑賞」としてはどうか

意見4:第2章3段落目「なお、道が行う文化振興の取組は」以下の対象とする分野に、文化と観光の太いつながりを強調するため「観光」を追記してはどうか

○事務局

事務局としては、意見1, 2については、文化振興条例に基づき指針を策定した平成6年当時の想いを今後も引き継いでいきたいということから、指針たたき台のままとし、意見3, 4については、事前ご意見のとおり修正したいと考えている。

○高田委員

文化振興の目標の文章には、非常に文化という言葉が多いので、ある程度整理したほうがいいのではないか。例えば、冒頭の部分では、北海道は、縄文文化と「文化」が入っていて、古くからの歴史的な文化、さらにもう一回「文化」と入っている。必要ないと思ったのは、北海道には「に」、縄文文化は、文化でなく時代のほうがいいのではと。2行目の全国からの部分は、全国各地から移り住んできた人たちの文化、これは当然、移り住んできた人たちは文化を持っている訳ですから、ここも文化がなくても全然問題はないのではないか。諸外国の影響を受けた文化を受け継ぎ、のところは、文化をなくして、2つある受けを一つにして、諸外国の影響をうけ、でいいのはと思いました。

最後の下から2行目は、発展させていくとともにありますけれど、ここは発展させとして、すべての人が文化を享受となっている部分は、文化ではなく、これらを享受と、文化をとって、全体的にすっきりしたほうがいいのではないのかなと考えました。前文というのはとても大事だと思うので、こういうところがちょっと気になったので、提案をさせていただきました。

○事務局

前文というのは非常に大切。我々もそう考えていて、だからこそ、当時の考え方というか精神が大きく変わっているわけではないという前提で想いを引き継いでいきたいと思っている

が、改めてご意見をいただいたので、局内で検討していきたい。

○加藤委員

はじめにのところだけで文化という言葉は13箇所出てくる。確かに多いと思うので、整理していただければと思う。

(2) 北海道文化指針の改正について(その2)

・改正指針たたき台の「第3章」に対して事前に委員から寄せられた意見を紹介

(事前意見)

意見5:項目5 文化環境の整備及び充実 の(1)文化施設の機能向上 のすぐ下の文章

「道民に優れた文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化を継承し、創造していくため、文化施設の機能向上に努めます」

の内容と、施策の方向の一つ目の

「博物館、美術館、図書館、文書館、文学館といった道立文化施設の機能の向上を図ります」

の内容が重複しているため、統合してはどうか。

意見6:項目7 文化性に配慮したまちづくりの推進 の(1)の表題

「文化資源を生かしたまちづくりの推進」と

施策の方向の 一つ目の

「地域の自然、歴史、文化等を核としたまちづくりを支援します」

の内容が重複しているため、施策の方向の1つめを削除してはどうか

○事務局

意見5については、(1)直下の文章は、道内の文化施設全体の機能向上、施策の方向の一つ目の文書は、道立文化施設の機能向上と対象が別のため、統合は難しいと考えている。

代案として、(1)のすぐ上の文章、「道民に優れた文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化を継承、創造していくためには、文化環境の充実が必要です。このため、文化施設の機能向上や、文化に関する情報発信を図っていきます」に(1)直下の文章の内容が含まれることから、(1)直下の文章を削除し、(1)の表題のすぐ下に施策の方向を記載することとしたい。

(2)文化情報の発信においても、すぐ下の文章「道民の自主的な文化活動に役立つ情報や、本道の魅力など、幅広い文化情報の発信に努めます」という部分を削除し、(2)の表題のすぐ下に施策の方向を記載することとし、他の項目との整合をとることとしたい。

意見6については、表題には、施策の方向の内容を含むものであり、重複はやむをえないのかなと考えており、たたき台のままにしていきたいと考えている。

○斉藤副会長

施策の方向という言葉はいるのだろうか？

前回の指針を踏襲して、タイトルがあり、その内容を謳った後に、施策の方向としてはこうしていくよという作りになっている。この言葉がなくなるとタイトルの後に施策の案が並ぶ。施策の方向という言葉が必要なのかという気がしている。

○事務局

その点についても、検討していきたい。

ここで、事務局の中でも意見が分かれている内容についてもご意見をいただきたい。

歴史的文化遺産の保存・活用の中では、アイヌ文化と縄文文化について新たに項目立てした。(2)アイヌ文化の保存と継承活用の内容は、アイヌ文化全体を通じたものとなっている一方で、(3)は、縄文文化といいながら、世界遺産への登録は、北海道の縄文文化全体ではなくその一部であり、アイヌ文化と違ってきている。これに対しても、ご意見をいただければ。

○船越委員

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と活用に向けた取組、とあり、世界遺産登録に向けての文言と思うが、世界遺産に登録されたあとは、ここの部分はどのようになるのか。

○事務局

我々としては、できるだけ登録後も使えるようなタイトルをと考えたものであるが、今、ご指摘があったように、変えなくてはならないのではないかという意見もある。指針は、頻繁に変えるのではなくて、10年、20年と引き継いでいくもの。そのため、できるだけ、変えなくてもいいようなものと考えており、改めて精査する項目に加えたいと思う。

(委員からは登録後の取組についても加えて記載すればよいのではないかとの声あり。)

○小野委員

5の文化環境の整備及び充実について、今、官民一体でアートギャラリー北海道というものが動いている中で、道立の文化施設という言葉がちょっと気になった。あまり官民のバリアを作らないほうがいいのではないか。

○事務局

文化環境の整備・充実については、全体の部分は、道立施設のみならずと考えており、その中で、道立施設の充実を特出ししているところの書き方について、こういった形がいいのかを再度、検討させていただきたい。

○会長

確かに民間というのが薄く、なんとなく、官営というのが、公設のというような印象であり、ご指摘いただいたとおりと思う。

(2) 北海道文化指針の改正について(その3)

・改正指針たたき台の「第4章」に対する事前意見はなかった旨を説明

・数値目標については、前回の審議会で「事務局案なしでフリーに議論を行いたい」との意見があったことから、検討の参考のための資料 2-5 について説明

○林委員

文化振興指針の位置付けの中で持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けた計画として位置付けとなっているが、とってつけたような記載で、その後のどのページがSDGsのゴールやターゲットと関わっているのかが全くわからない。指針の中にSDGsを入れるのであれば、数値目標にも反映させるべきではないか。

○事務局

事務局において検討したい。

○林委員

SDGs自体が三歩下がって見ると、実は文化であり、地球上の全ての人々が自分らしい人間開発をどうしたらいいのかということに関しての2030年までのゴール、目標。数値目標に入れ込む切り口がいろいろあるので、是非入れていただきたい。

○事務局

前回、他県の数値目標を参考にお示しさせていただいた。その中では、県立施設などの入場者数や満足度、過去一年間の芸術文化の鑑賞経験といったものが多かったが、そういったものに対するご意見があれば聞かせていただきたい。

○斉藤副会長

例えば巡回公演にいくつかの企画を上げたかとか、どれだけの入場者数があったかとかそういうことは数値化しやすい。それを増やしていくという目標も立てやすい。しかし、SDGsとリンクしてそういった数値目標を立てるのであれば、地域における若手就業人口が増えたかとか、出生数、子どもが増えたかとかそっちまでいくと、本当にそれがリンクするのだろうかということ、文化が寄与しているかどうかということになっていくのではと思う。

○船越委員

芸術文化に触れた人ということで、入場者数などのお話があったが、鑑賞者だけでなく、出演者数も考えられる。文化活動を担う人材の育成として、次代の文化活動を担う子どもたちが文化に触れ体験する機会の充実を図るとされており、私ども少年少女合唱団が、いろいろなイベントに参加して歌う機会もその一つにカウントしてもらえるのではと思う。

ここからは、私の要望であるが、少年少女合唱団に参加している小学生、中学生、高校生が文化芸術イベントに参加する場合、極力学校の授業にかからないようお願いをしているが、リハーサルなどで、学校の授業、行事と重なる場合がある。その扱いを公欠とするか、単に欠席とするかは、学校ごとに対応が違っており、欠席となってしまう学校の保護者の方が、学業に響くことを気にして、出演の機会が奪われてしまうことがある。子どもたちの芸術文化体験の機会を充実させていくため、学校の早退、欠席の扱いについても運用上考慮していただきたい。

○生川委員

進行管理の項目の中に別途数値目標と書いてあるが、別途事業毎にとか、項目毎にと入れた方がいいのではないかというふうに思う。ものによってはそれぞれ違ってくると思われるので。

○事務局

数値目標、いろいろな考え方があると思いますので、次回、5月に予定している審議会の前に、もう一度、数値目標についてのご意見を照会させていただきたいと思っている。細かいことでも構わないので、ご意見をお寄せいただきたい。

○本田会長

5月にある程度数値が出る、その前に意見を収集するということか。

○事務局

今日のご意見と、文書でいただく意見等と踏まえた上で、事務局案を出して次回の審議会等で審議いただきたいなというふうに思っている。

○本田会長

5月には事務局の案というのも提示されるということで、みなさまいかがでしょうか。そういう方向でよろしいでしょうか。

○林委員

繰り返しますが、SDGsには、17 のゴールと169のターゲット項目があるので、その中でも結構な項目が数値目標に関連付けることができると思う。それをやっていただきたい。

それともう一つ、どこに絡めて議論していけばいいのかわからないというところもこちら側にある。その最大の理由は、こういったものには、一番最初に文化は何かということが書いてあるのだと思うが、この「北の文化の道しるべ」にはそれが全くないので、何を文化としているのかというのがよくわからない。文化と言う文言が多様に使われてしまっているのは、その理由もあると思う。何でもともかく文化につなげてしまうから、こういうことになってしまうのであり、むしろ、この指針では、文化はこれであるということを最初に言ってしまっただろうか。辞書もあるし、例えば私や本田先生の文化人類学では、3世代継承したものが文化であると学問的に言っている。実は今、まさに、少なくともアイヌ民族と和人が作ったこの北海道という場所が長寿社会となったおかげで3世代を継承したところ。本当に今からその文化が形を作って行こうとする最初の入り口に「北の文化の道しるべ」があるとすれば、文化とはこういうものだと定義してしまってもいいのでは。

○事務局

文化振興条例の中でも、文化の定義づけは行われていないが、条例制定当時の資料の中では、文化の概念として、辞書的な定義が整理されている。これによると、文化とは「世の中が開けて生活水準が高まっている状態」、「人類の理想を実現していく精神の活動」、「技術を通して自然を人間の生活目的に役立てている過程で形作られた生活様式及びそれに関する表現」と、非常に抽象的なものであり、また、文化行政の領域は、時代の推移に応じて変化していくということで、文化そのものの定義というよりも、文化に対する認識、道としてどう取り組まなくてはならないのかという認識の部分を条例の前文に書いているもの。

○本田会長

すごく大切なご提言だったと思いますので、意見を委員の皆様にお聞きする時に、そのあたりも含めて資料を提供していただき、考えていただくというふうをお願いしたい。

○斉藤副会長

今回、観光を織り込もうという姿勢が出てきているが、そこを柱にしてしまうと、こういうとき、非常に脆弱だなという気もする。観光もやっていくことが当然必要だけれど、我々の普段の暮らしを文化で豊かにしていく。僕も今回のことで少し反省をしているけれど、観光ばかりに頼るのではなくて、我々のベースになることを大事にしなきゃいけないと思った。

○伊藤委員

障がいを持つ方々の文化への関わりといった部分が薄いような気がする。第 2 章の障がい

の有無に関わらずという一言で済まされているような印象。パラリンピックの開催や、世界的なアールブリュットの動き、岩見沢市ではアールブリュット芸術祭が5年続けて行われていることなどを踏まえ、具体的な施策の中で一項目立ててもいいのではないか。

○事務局

障がい者の関係につきましては、障害者の文化芸術活動推進法というのが制定されている。道における障がい者の方々の文化活動は、保健福祉部が所管する、障がい者計画とこの文化指針の中に盛り込むこととしており、文化指針においては、大きな方向性を書いて整理しているところ。

○伊藤委員

大きな方向性とはいえ、2章のひとことで済まされるというのはちょっと薄いかなという気もする。施策の中では、子どもに対するものだとか、細かい対象を明記してあるので、もう少し、施策の中にも一文、二文ぐらいあってもいいのかなという印象を受けた。

○事務局

この点についても、調整して検討させていただく。

○本田会長

この後、意見の聴取というのは、だいたいいつ頃、私たちのところにお考えか。

○事務局

今日の会議録を早急に作り、その確認と、指針本文への改めての意見や数値目標に対する意見の照会を来週ぐらいに行い、5月の審議会前にはフィードバックをと考えている。

○斉藤副会長

改めて指針はいつまでに作るスケジュールか

○事務局

次回、5月に審議会を開催し、そこである程度方向性を決めて、道議会などでもお諮りをし、その後、パブリックコメント、幅広く道民の方々からご意見をお伺いする予定。早ければ11月、時間がかかっても年度内には改正をしたいと思っている。